

鳥取県衛生管理構築支援補助金で

衛生管理に必要な整備を支援

○平成30年の食品衛生法の改正で新たに許可の取得が必要になった経過措置が適用される事業者が対象となります



申請

交付決定

補助事業
に着手

実績報告

- ・衛生管理計画、手順書
- ・HACCPの運用
- ・許可の取得

補助対象事業	食品衛生法に基づく許可の取得に必要な事業
補助対象者	新設された許可業種（漬物製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を除く）、食品の小分け業、密封包装食品製造業）のうち、食品衛生法改正に伴い許可の取得が必要となった営業者で経過措置が適用される者（県内全域）
補助対象経費	①構造物の改良に要する経費 ②機械及び装置の購入に要する経費 ③器具及び備品の購入に要する経費 ※令和6年3月末までに支払いが完了するものに限ります。 ※法改正前から許可（業種を問わない）を取得していた施設に係る経費は除く
補助率・上限	（補助率）2分の1 （上限）50万円
申請期限	令和6年1月末（予算がなくなり次第終了）
条件	営業許可の取得（3か月以内）、衛生管理計画・手順書の作成、HACCPに沿った衛生管理の実施、

<問合せ先> 鳥取県くらしの安心推進課 食の安全担当

電話 0857-26-7211 FAX 0857-26-8171

検索

鳥取県衛生管理構築支援補助金

